

議案第68号

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年8月29日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業の施行地区に東藤沢六丁目の一部を加えたいので、この案を提出するものである。

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程（昭和45年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表(1)の項中「字筑地」の次に「及び東藤沢六丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。